

国旗の冒涇を許さない署名運動

平成 21 年 6 月 13 日京都にて反日左翼の悪行



- ・日章旗を冒涇する反日左翼を処罰できるようにしよう！
- ・組織をあげて日の丸を汚辱した在日韓国人を全員祖国に叩き返せ！

署名活動 Q & A

Q1 どのような署名活動を行っているのですか？

A1 事の発端は平成 21 年 6 月 13 日に在日特権を許さない市民の会（在特会）が京都において外国人参政権に反対するデモ行進を行った時、反日左翼が妨害活動を予告し、「外国人排斥を許さない 6.13 緊急行動」なる組織を立ち上げました。組織に加盟した個人・団体は本ビラの裏面に一覧を出しております。その左翼の組織が在特会の活動に反対し、多文化共生を表現する目的で日章旗を汚辱しました。残念ながら日本では、外国の国旗を汚した時に罪になりますが（刑法第 92 条）、日本の国旗を侮辱しても罪になりません。国旗や国歌を大切にしない反日左翼が今後、また同じように日の丸を汚辱しないとも限りません。その来たる時に**日章旗冒涇が刑罰の対象になるよう、刑法の改正を求める署名**です。日章旗に対する侮辱は平成 21 年 4 月 11 日にカルデロン一家の支援者達も行っております。本当に許し難い事です。

Q2 **在日韓国人を全員叩き返せ**って、外国人排斥ではないのですか？

Q2 今回、「外国人排斥を許さない 6.13 緊急行動」に参加した在日本大韓民国青年会は在日本大韓国民団（民団）の下部組織です。民団の綱領の第一番目に「在日韓国国民として大韓民国の憲法と法律を遵守します」とあります。そして、韓国の刑法第 109 条に外国の国旗を冒涇すると罪になる事が書かれています。従って、彼等在日韓国人は日の丸汚辱が刑罰の対象である事をわかっていながら、在日韓国人の総意としてそれを実行したのです。私達が求めているのは**犯罪を犯した在日韓国人が韓国で相応の刑罰を受けてもらうために祖国に帰ってもらおう**というものです。決して外国人排斥ではありません。

Q3 日本の国旗くらい汚したって良いのではないですか？

A3 とんでもありません。1856 年のアロー号事件や昭和 33 年の長崎国旗事件の英国・中共の対応を見てもわかるように、国旗の冒涇はその国に対する宣戦布告に準ずる行為です。反日左翼のやった事に正当性があると思うのであれば、想像力を働かせてよく考えてみて下さい。**もし中国に行ったら人民解放軍の前で中共の国旗（五星紅旗）を踏みつけてやったら、目の前にいる人達は「日中友好」の表現であると認め歓迎してくれると思いますか？**あるいは日本国内でも良いでしょう。**もし竹島にいる朝鮮人の目の前で韓国の国旗（太極旗）を燃やしてあげたら、目の前にいる人達は「多文化共生」を喜んで仲良くしてくれると思いますか？** 私達は国旗を大切にしようという国際的にも当たり前の事を要求しているだけなのです。

<署名用紙のダウンロードはこちらから>

http://tamogamicomeback.blog.ocn.ne.jp/signatures_flag.pdf

<署名運動総責任者>

在日特権を許さない市民の会 副会長 八木康洋

在日特権を許さない市民の会

年金ネコババ（福祉給付金制度）・犯罪ロンダリング（通名制度）
その他諸々の在日特権を廃止するための保守系市民団体です

<http://www.zaitokukai.com>

